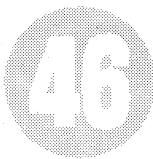


ひょうごJCC

兵庫県協同組合連絡協議会機関誌



2000.7.3

兵庫JCCは、生協、JA(農協)、漁協、森林組合等の兵庫県下の協同組合運動相互の連絡提携、共通課題の実行及び全国、海外の協同組合運動との連携をはかることを目的に、1984年7月7日に設立されました。「人とひとの心がふれあう、暮らしそよい兵庫をめざして—協同が息づくまちづくりー」を『基本理念』として、協同組合の「共通行動目標」の実践に取り組んでいます。

1. 協同組合活動スナップ	1
2. 第78回国際協同組合デーを迎えて	2~3
3. ひょうごの協同組合活動紹介	
生協	4
JA	5
漁協	6
森林組合	7

Content
s

4. 「兵庫JCC協同組合研究会」報告	8~9
5. 協同組合運動に生きる	7
兵庫県信用漁協協同組合連合会 専務理事 今井邦彦	10
兵庫県労働者住宅生活協同組合 理事長 青木利文	11
6. 協同組合研究短信<No.29>	12

協同組合活動スナップ



△漁協青壮年部・婦人部による植樹活動の実施 (漁協) △



△(生協) 大学生協による「エコツアーア」を開催。
ビール副産物・廃棄物再資源化率100%の
取り組みをキリンビール工場にて見学



「ひょうご森の祭典2000」丸太切り大会
(5月14日津名郡東浦町) (森林組合) ▽



神戸市立兵庫大開小学校5年生120名が
▽(JA) 田植えを体験 (6月9日稻美町)

●編集発行

兵庫県協同組合連絡協議会(兵庫JCC)
Hyogo-ken Joint Committee of Co-operatives
生協・JA(農協)・漁協・森林組合

●兵庫JCC事務局

兵庫県生活協同組合連合会
兵庫県農業協同組合中央会
兵庫県漁業協同組合連合会
兵庫県森林組合連合会

TEL (078) 391-8634
TEL (078) 333-5888
TEL (078) 652-3444
TEL (078) 341-5082

第78回国際協同組合デーを迎えて

～協同が息づく地域社会づくり～

兵庫JCC兵庫県記念大会を開催

国際協同組合デーは、毎年7月の第1土曜日を中心として、全世界の協同組合の組合員が心を一つにして協同組合運動の発展を祝い、平和とよりよい生活を築くために運動の前進を誓い合う日です。

兵庫JCCでは、兵庫JCCが設立された1984年から毎年兵庫JCCが主催して県記念大会を開催してきました。

今年の第78回国際協同組合デー兵庫県記念大会は、「協同が息づく地域社会づくり」をテーマとして次の内容で開催します。

<プログラム>

記念式典

- 主催者挨拶
- 来賓祝辞
- 兵庫JCC宣言

記念講演

- 「日本型食生活と子どもの食事教育」

講師 針谷 順子（高知大学教育部教授）

第78回国際協同組合デー兵庫JCC宣言

第78回国際協同組合デーを迎へ、生協、JA、漁協、森林組合など、兵庫県下の協同組合に結集する私たちは、全世界の協同組合の人々とともに、心を一つにして協同組合運動の一層の発展のために努力することを誓います。

日本経済の長引く景気低迷の中で、相次ぐ大企業の統合合併、再編整理、それに伴う失業率の増加、世界レベルでの資本の提携、また高齢化や少子化など社会経済情勢が急激な変化を遂げる中、協同組合を取り巻く環境は

一層厳しさを増しています。

このような経済状況の中で、国民の暮らしは雇用不安を始め、年金や健康保険、介護保険の問題など、暮らしの先行きに大きな不安を抱えており、さらに、遺伝子組み換え食品やダイオキシン、環境ホルモンなどの食の安全の問題や環境をめぐる問題も深刻さを増しています。

私たち協同組合は、このような時期にこそ、お互いに力を合わせ、地域社会における社会的な役割を一層果たしていくことが必要です。

そのためにも私たちは常に原則にたち帰ることが大切であり、1995年ICA大会での「協同組合のアイデンティティに関するICA声明」に盛られた協同組合の定義、価値、そして7つの原則を再度確認し合い、各協同組合の毎日の運動や事業のなかで実践していくことが求められています。

21世紀は共生の時代と言われており、その意味ではまさに協同組合の出番といえます。智恵と力を出し合い、共々元気に21世紀を迎えるようにしようとしませんか。

本日、第78回国際協同組合デーにあたり、私たちは、あらためてお互いの交流と連帯をさらに強めながら、「協同が息づく地域社会づくり」に一層努力していくことを、ここに宣言します。

2000年7月3日

第78回国際協同組合デー兵庫県記念大会

ICAからのメッセージ

協同組合と雇用の促進について

本年の第78回国際協同組合デー及び第6回国際協同組合デーのテーマである「協同組合と雇用の促

進」は、1995年の世界社会開発サミットへのフォローアップを協議するために本年6月26日から30日にジュネーブで開催される国連特別総会に合わせて選択されました。

1995年のコペンハーゲン宣言と行動計画において最優先課題とされたのは生産的な雇用の拡大と失業の削減であり、地方と都市の両方で、優れた雇用機会の創出と維持に協同組合が果たす現在および将来の役割について、同宣言と行動計画はともに認めているところであります。

世界人口の半分に及ぶ約30億人の暮らしが協同組合の事業によって保証されていると1994年に国連は推計しました。協同組合の組合員は全世界で8億人以上に達しており、協同組合は約1億人に雇用機会を提供していると推定されています。アフリカの多くの国々では、協同組合が政府に次いで二番目に多くの人々を雇用しており、大半の雇用は農業協同組合の生産や販売、加工等の事業によって創出されてきました。ヨーロッパの協同組合だけでも500万人以上を雇用しており、中国の全国供銷合作總社の職員数は500万人規模に達しています。

労働者が経営する協同組合が世界中で増えています。これらの協同組合は、健康や社会福祉サービス、公共サービス、教育、輸送及び観光など様々な分野で何百万人もの人々に労働者兼経営者としての雇用機会をすでに提供していました。また、かつて民間または公共の職に就いていた専門家が退職後にこうした協同組合を組織するケースが増えています。

協同組合は食料や消費者へのサービス、金融サービス等を提供する大規模な事業体として重要な雇用創出源となっているだけでなく、雇用機会を増やすことによって新たな雇用の創出源ともなっています。例えば、信用協同組合は生産的な投資のための資本を貸し付けるとともに、人々の貯金を安全に預かる機能を果たすことにより、新しい企業の形成を支援し、雇用を創り出しているのです。

また、世界各国の協同組合は青年や女性、先住民族、障害者などの特定グループに対してもより多くの優れた雇用機会を提供してきました。生活協同組合や労働者協同組合がこうした活動を進めていますが、最近では多用な利害関係者が組織する組合もこうした雇用機会を増やしています。女性と青年という重要な人的資源が十分に活用されていない国がいまだ多い中で、女性と青年を労働者として活かすことのできる協同組合の力量が特に重要となっています。

しかしながら、協同組合は独立した事業体であり、政府政策の実施機関ではないことを強調しておかねばなりません。つまり、効率的な手法によって市場のニーズに応える仕組みを提供することによって、協同組合は雇用を創り出しているのです。

完全雇用という目標を実現するためには、国家と社会的パートナーとしての企業・団体及び市民社会が、生産的でしっかりと仕事に誰もが参加し、利益を得られるような条件を創り出していくかねばなりません。協同組合は、その活動する地域社会に関心を払いながら、経済事業体として貢献しているのであり、そうすることにより、経済的かつ社会的に他を排除しようとする勢力によってますます脅かされている民主的な政府と平和を守ることにも貢献し続けているのです。

こうした理由から、協同組合も良好な政策環境を必要としており、これを得るに値する組織なのです。よって、国内法の改正や国連ガイドラインの採用、ILO勧告127号の改正等を協同組合が求める場合、各 government は、協同組合を支援する政策が、特に雇用促進という重要な分野を含め、経済的・社会的な発展をもたらすことを理解すべきであります。

2000年7月1日

国際協同組合同盟（ICA）

ひょうごの協同組合活動紹介

生協

50周年をむかえた兵庫県の連合会活動

兵庫県生活協同組合連合会は今年で創立50周年を迎えました。

兵庫県には戦前にも生協連合会「兵消連」が生まれ活躍していましたが、終戦後の困難な時期に解散しました。

1948年(昭和23)消費生活協同組合法が成立し、翌々年の1950年、兵庫県生活協同組合連合会(略称・兵協連)が生協法に基づいて設立されました。

設立当時の会員数は地域生協、職域生協を中心に9組合でしたが、その後、医療生協、大学生協、利用生協など様々な分野の生協が誕生し、現在の会員生協数は39組合となっています。(生協以外の会員を含めると41)

生協法で定められているあらゆる種類の事業を行う生協が揃っていることも兵庫の生協の特色であり、生協の規模からみても、組合員数76人、職員数2人という小さい生協から、日本一の巨大生協まであり、兵庫県は日本の生協運動の縮図の感があります。

これらの生協が兵庫県の同じ地域内でそれぞれの特色を發揮し事業を展開し、組合員から支持されて着実に伸長してきました。

組合員にとっては、どの生協であれ生協は生協であり、自分たちの暮らしに役立てば複数の生協に加入して、うまく使い分けて利用しています。

例えば生協都市生活の組合員が同時にコープこうべの組合員になって双方のよいところを利用し、活動にも参加していますし、病気になったときや健康づくりでは近くの医療生協に加入しています。

まさに生協はひとつ。生協が地域に根付き、協同の力で住民の暮らしを守り向上させていくためには、県内のいろんな生協が、お互いの長所を生かし、足りないところは補いながら、事業の面、活動の面で連携を促進していくことが求められています。

生協間の事業・活動の連携を促進することを大きな目的として連合会の中に設けられた生協活動委員会も3年目になりますが、商品や利用事業、活動の連携が徐々にいくつかの生協間ですすみつつあり、前進してきています。

連合会50周年を機に一層の生協間連帯の強化に取り組みます。

生協の概要

区分	兵 庫 県			全 国		
	組合数	組合員数	事 業 高	組合員	組合員数	事 業 高
購買	19	1,533千人	370,605百万円	475	17,614千人	3,079,722百万円
医療	8	146千人	13,645百万円	125	2,251千人	243,109百万円
共済・住宅	8	1,286千人	19,815百万円	15	1,437千人	13,292百万円
総 合 計	35	2,965千人	404,065百万円	615	21,302千人	3,336,123百万円

(注) 2000年3月末現在の数値。各数値は連合会の会員統計である。

全国は1999年3月末集計値を2000年3月末の主要生協月次統計数値から推計した数値。



J A大会の開催に向けて組織協議を開始

J Aグループは、ことしは3年に1回の大会開催年度にあたり、全国大会を10月12日、県大会を11月15日に開催する予定で、いま、組織をあげて大会で決議する議案の討議をおこなっています。

全国大会議案は、「『農』と『共生』の世紀づくりに向けて」と題し、JAグループは、新たな世紀である21世紀では、安全・安心な食料供給を通じた「消費者との共生」や農業・農村の多面的機能の発揮と活用を通じた「次世代との共生」などの取り組みを進めることにしています。

昨年7月に制定された「食料・農業・農村基本法」の理念をJAグループとしてどのように実現していくのか。10年後の食料自給率目標45%を達成に向けて、生産面では、麦・大豆などの生産振興、消費面では「日本型食生活」の推進、そして地域内生産・地域内消費の販売面での運動などに取り組みます。

農業の生産振興では、とりわけ深刻となっている地域農業の「担い手」の育成支援のための対策をとくに強化

するとともに、「営農センター」を核としたJAによる地域農業のマネジメント機能の発揮などに取り組みます。

農村活性化の取り組みでは、市民農園、学童農園、グリーンツーリズムといった都市と農村との交流促進に取り組むとともに、とくに高齢化がすすむ農村では、元気な高齢者の生きがいづくりの活動、要介護高齢者には、「助け合い組織」の育成と介護保険に対応したプロとしてのJA福祉事業に積極的に取り組みます。

さらに、ことし3月から開始されたWTO農業交渉に向けて、JAグループは、農業の多面的機能の重要性、食料安全保障の重要性、輸出国と輸入国の公平性、途上国への特別の配慮、遺伝子組み換え作物等への対応を骨格とする「日本提案」の実現のため、国民的なコンセンサスの形成、EUやアジアの各国とも連携した取り組みをすすめます。

また、大競争時代、金融情勢の劇的变化の中で、JAグループは、経営・事業・組織の改革に引き続き取り組むとともに、参加・参画・連携の促進による農業協同組合運動の展開として、①女性・担い手のJA運営への参加促進②組合員組織の活性化を通じた協同組合運動への参加促進③他の協同組合等との連携の促進などに取り組みます。

J A の 概 要

項 目	兵 庫 県	全 国	項 目	兵 庫 県	全 国
総 合 J A 数	29	1,411	年間販売事業高	994億円	57,076億円
組 合 員 総 数	348,516	9,122,861	年間購買事業高	1,006億円	46,575億円
「家の光」発行部数	30,569	92万部	貯 金 高	35,194億円	689,963億円
「日本農業新聞」発行部数	8,914	41万部	長期共済保有高	161,690億円	3,914,070億円

(注) 総合JA数は平成12年4月1日現在。販売・購買事業高は「総合農協統計表」平成10年3月末現在。

他の数字は「総合農協統計表」平成11年3月末現在。

「家の光」は平成11年度の平均部数。「日本農業新聞」は平成12年5月現在。

漁協**水産資源の回復のために**

平成11年12月、農林水産省より水産基本政策大綱と改革プログラムが公表され、その中で、我が国水産政策を抜本的に見直し、我が国水産業が国民へ水産物を安定的に供給する産業として持続的に発展し、国民生活の安定に貢献していくため、水産資源の適切な保存管理と持続的利用を基本とした政策に再構築するとされました。

これを受け、6月1日には全国から漁業関係者約1,000名が集まり、「水産基本政策確立全国漁協組合長緊急集会」が開催されました。集会では、減船・休漁等、水産資源の回復のための漁業者の取り組みに対する十分な経営安定措置等を求める決議を採択しています。

本県においても水産資源の減少はみられ、産地魚価の低迷と相まって、漁業生産金額の減少は漁家経済にも深刻な影を落としています。

水産資源の持続的な利用を行うためには資源の回復が必要ですが、その対策として漁業者もいろいろ活動を行っています。減船・休漁もその一つですが、兵庫県の場合は誰でもできる運動を行っています。産卵期にあるガザミを漁獲しても再放流する運動を続けているガザミふやそう会、商品価値のない小さな魚を再放流するバックフィッシュ運動、特定の水産資源の増殖をめざして行う種苗放流や中間育成などなど。漁場を休ませるための一斉休漁日の設定もその一つです。また、漁業生産の場を守るこ

とも重要。森林の栄養分が海に流れ込むと魚の餌となるプランクトンが豊かになります。そのために漁業者は植樹活動も行っています。

しかし回遊性の水産資源の回復を一つの県だけで取り組んでも限度があります。これには複数県にまたがる資源管理への取り組みが必要です。また、漁業者だけの努力でも限度があります。埋め立てによる干潟や藻場の減少、家庭排水や工場排水による水質の悪化等々。これらは行政・企業・国民それぞれが心がけ、協力してもらわなければ漁業者だけでは解決できない問題です。

今、漁業者は大変厳しい経営環境に立っています。生活を維持するためには魚を獲らねばならず、かといって獲りすぎれば先々に不安を残す。魚は取りに行けばいつでも獲れるわけではありませんが、「親の敵と魚は見つけたらすぐとる」時代は終わり、これからは資源の有効利用、持続的利用を行うために自ら取り組むことが求められています。

**漁協の概要**

項目	兵庫県	全国	項目	兵庫県	全国
連合会数	3	101	年間購買取扱高	7,375百万円	151,078百万円
沿海地区組合数	66	1,871	年間販売取扱高	54,519百万円	738,520百万円
組合員総数	9,505	464,349			

(注) 平成10事業年度末現在の数字

森林組合

森林管理と「森林管理巡視員」の設置

森林は木材の生産(経済的機能)だけではなく、国土・自然環境保全や水資源の涵養、保健・文化・教育的利用や生物多様性の保全、景観の維持、地球温暖化防止など豊かで安らぎのある国民生活の形成に大きく貢献しています。

地域の森林所有者は、林業生産活動を通じて森林の公益的機能の発揮に貢献してきましたが、近年外材輸入の増加に伴う国産材需要の減退により、林業の収益性が著しく悪化する中で、林業生産活動は停滞傾向を強めています。

また、不在村所有者の増加や農林家の世代交代により森林所有者自身による森林管理機能はさらに弱まるものと思われます。

一方、森林レクレーション等自然に親しむ意識の広がりから、保健休養等のため森林に入る人々が増大しており、山火事が多発しています。

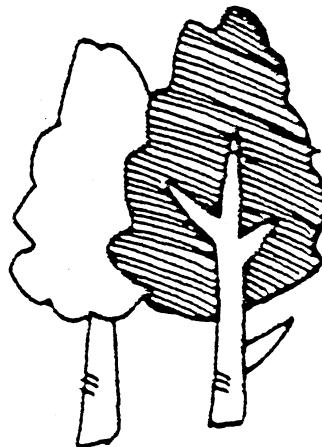
このような観点から地域に密着した森林のきめ細かい巡視が必要となっています。

また、近年の森林資源の質的変化に対して、間伐の適切な実施及び公益的機能を重視した複層林施業の一層の推進等を森林の現状に即して実施するため、市町に森林整備計画の策定が義務づけられ、地域の山林は地域で保全する必要性が高まっています。

このため平成11年度から森林管理対策の充実等を目的に、普通交付税措置が講じされました。

この制度は地域における森林整備の担い手を森林組合と位置づけ各市町において、地域の森林や林業の実態に詳しい森林組合職員を活用した「森林管理巡視員」を置いて森林を守って行くものです。

この森林管理巡視員制度は兵庫県下42市町で実施されており、24森林組合の職員が森林を守っています。



森林組合の概要

項目	兵庫県	全国	項目	兵庫県	全国
連合会数	1	47	払込出資金	1,340百万円	45,023百万円
単位組合数	49	1,290	総事業取扱	8,105百万円	317,439百万円
組合員数	62千人	1,641千人			

(注) 全国・兵庫県とともに10事業年度

コーポレート・ガバナンスについて考える

兵庫JCC主催の協同組合研究会を3月30日と5月30日に開催した。当日の講演内容から要点のみ紹介する。

上場企業における取り組みに学ぶ



(財)経済広報センター

常務理事・遠藤博志
事務局長

日本のコーポレート・ガバナンスの現状と課題

コーポレート・ガバナンスをめぐっては、次のような制度的な問題があり、会社法の改正が必要である。

第1は、総会屋等の問題で停滞化してきた総会をいかに活性化させるか。総会招集通知の発送が会日の二週間前と短いため検討の余裕がないという議決権行使に関する問題、計算書類の確定に加えて利益処分権限についての取締役会への委譲の問題などがある。

第2は、取締役会のスリム化による意志決定のスピード化と執行役員と取締役会を分離し、監督機能を強化すること。

第3は、監査役の半数は社外の人とする。任期を4年に延長すること。

第4は、企業と公認会計士との癒着防止のためのピア・レビューや担当会社を交代する制度。

第5は、代表訴訟制度による濫訴防止の問題、米国並みの制度への改革が必要である。

取締役会改革、上場企業の取り組みから

取締役会改革の実施内容について全上場企業を対象にアンケートをまとめた結果、「取締役数の減員」が31.4%、「経営会議・常務会等の見直し」が18.7%、「執行役員制の導入」が12.1%という結果がでている。

先進的な事例であると思われる三社をピックアップして取締役会の改革についてみた。

(1) カンパニー制と執行役員制の導入

ソニーは、94年にカンパニー制を導入し、事業ユニットをカンパニー(疑似独立会社)として位置づけ、本社からカンパニーへの権限の大幅な委譲を実行し、97年に取締役会の改革と執行役員制の導入、社外取締役の増員を打ち出し、機構改革を行った。

(2) 海外現地法人にグローバルオフィサー制を導入

コマツは、取締役会の強化と執行役員制度の導入に加え、海外においてもグローバルな連結経営、戦略的な事業展開の強化のため、グローバルオフィサー制度を導入し、コマツの主要な海外現地法人の経営責任者の中から18名が任命された。また、取締役会の別機関として報酬委員会を設置し、社外役員制度に代わるものとしてインターナショナル・アドバイザリー・ボードとエレクトロニクス・アドバイザリー・ボードを設立している。

(3) 頭取をCEOとする経営執行委員会制度

三和銀行は、取締役会の機能強化、執行役員制度の導入により、頭取を業務執行の最高機関として明確に位置づけるとともに、将来の金融持株会社(BHC)体制への移行を展望し、頭取の諮問機関として「経営執行委員会」を新設した。

改革を実効あるものにするために

第一の問題は、商法により重要事項は必ず取締役会に付議しなければならず、執行役員に相当の権限を委譲できるような仕組みにしないと取締役と執行役員、オフィサーを分離しても実際機能しないということ。第二の問題は、取締役会と執行役員の人材養成であり、幹部候補生にいろいろな事業部門、関係会社などのヘッドを経験させ、経営のトップとしての素養、判断能力を身につけさせるシステムが必要である。

協同組合におけるコーポレート・ガバナンス



(財) 生協総合研究所
主任研究員 栗 本 昭

イギリスの生協のコーポレート・ガバナンス

イギリス生協のガバナンス構造は、総会で選出された理事会が執行機関である経営陣を選任することになっており、決定機関である理事会と執行機関である経営幹部(CEOなど)は基本的に分離されている。

理事会は非常勤理事を中心に構成されているが、その任務を果たすための教育・訓練の重要性が強調されており、イギリス生協連は協同組合理事研修機関を設けて、理事のためのマニュアルや訓練プログラムを提供している。多くの生協では理事会のなかに役員報酬委員会、監査委員会が設置されている。これらの委員会は非常勤理事からなり、経営陣は入らない。また、公認会計士による外部監査が義務付けられている。

イギリス生協連は、94年の全国総会で41項目にわたる「最善行動規範」を決定。さらに勧告の実践に関する会員生協の意見をふまえて1998年と99年に「最善行動規範」を改定した。この改定では勧告が必須のもの、非常に望ましいもの、望ましいものの3つのカテゴリーに分類された。また、組合員の役割と権利義務に関する勧告が新設され、「生協組合員の権利と義務」と題する文書が添付された。

「最善行動規範」は各会員生協が自前の行動規範を策定するよう呼びかけ、会員生協の側でこれを遵守する上で「継続的で深刻な失敗」がある場合にはイギリス生協連はその生協を除名することができるとしている。

イギリス生協連は「最善行動規範」の推進のためのニュー

ズレターを発行し、また会員生協へのアンケートに基づいて年次のコーポレート・ガバナンス実施状況報告書を発行している。

イギリス生協連は会員生協の定款の改定を勧告し、またイギリス協同組合協議会によって協同組合法案が提出されているが、ガバナンスに関しては、協同組合による重要な取引についてより多くの情報を組合員に提供すること、さらに理事に期待される基準に加えて、経営陣の法的責任を盛り込んでいる。

日本の生協のコーポレート・ガバナンス

日本の生協のガバナンス構造の特徴は、組合員と非常勤理事に極めて高い女性比率ということと、常勤理事は職員の内部昇進が多く、生協の内部経営に精通していることから相対的に経営能力が高いことである。

しかしながら常勤理事と非常勤理事の間で情報とか知識とか能力の格差が非常に大きくなっていると問題があり、大きな生協では経営者支配に近づいてくる。

1998年、厚生省の中に「生協のあり方検討会」がつくられて、今年、模範定款例の改定を行った。いま各生協では次のようなガイドラインに基づいて、定款、規約を整備しようという運動をすすめている。

- ① 代表権をもった理事を決める。
- ② 代表権をもった理事を含む常勤理事の権限と責任、非常勤理事の権限と責任を明確にする。
- ③ 有識者理事を5分の1設けることが望ましい。
- ④ 再任期間を設ける。とりわけ常勤理事は再任して継続することが望ましい。
- ⑤ 供給高300億円以上の生協については公認会計士を導入することが望ましい。
- ⑥ 少数組合員の意見を尊重することから組合員数の100分の3の請求があれば監事に調査を請求することができる。監事は必ず調査しなければいけない。

協同組合運動に生きる

事業統合体の構築



兵庫県信用漁業協同組合連合会

専務理事 今井邦彦

本会は、昭和26年の設立以来、相互扶助の理念のもと、会員の信用事業の振興を図り、漁村の中核的金融機関として貯金・貸付及び為替業務を取扱いながら、組合員の営漁・生活の向上と地域社会の発展に努めてきました。

漁協系統信用事業にとっては、本年度で創立50周年を迎いますが、その間、幾度となく大きな変換期を乗り越え、今日に至っています。

特にこの10年間の環境変化は、我々協同組合をベースとする信用事業にとっても組織基盤を変貌せざるを得なり、漁協系統金融の生き残りを賭けた大改革を余儀なくされました。

その対応策は、「1県1信用事業統合体」の構築であり、兵庫県下に点在する45の信用事業実施漁協を1つにとりまとめようとするものです。

また、この統合体構築のねらいは、漁業協同組合の持っている利点・長所（組合員とのつながり）と本会が持っている対外的な結びつき、機能・ノウハウの具備をそれぞれ結合して、県内2段階制を解消することによって、安定性のある効率化、機動・機能的な金融機関に脱皮しようとするものです。

この組織強化方策は、40数年培ってきた漁協信用事業を本会に事業譲渡するものであり、譲渡に関する抵抗感、

組合員に対する理解など基盤を根底から覆すビッグバン的なもので、協同組合としての一大事業でした。

そこで、具体的な推進手段とし「信用事業組織強化方策」を策定して機関・組織決定し、これに沿って漁協参事・会計主任等を中心とした専門員会を設置し、その骨子となる基本方針を鋭意検討することからスタートしました。

その後、この基本方針のもとに組合長会議の開催や1組合に対し数回の理事会と組合婦人部との座談会を実施しましたが、各組合にはそれぞれに固有の事情と環境があり、理解を得るためにには相当な時間を要しています。

このような経過をたどりながら、現在、38漁協において事業統合が進展し、「マリンバンクHYOGO」（兵庫県下の漁協系統信用事業の統一名称）のもとに、1直轄支店、8支店、13営業店、14取次店として事業展開しています。

漁協信用部から信漁連へと金融機関の名称は変わっても、その基本的な理念・目的は変わらず、あくまでも、組合員、地域住民等利用者の暮らしに密着したサービス機能を發揮することにあると考えます。

終わりにあたり、本会の経営基盤である漁業・漁村も組合経営を取り巻く環境も今や大きく変化しつつあり、基本的には協同組合原則に従しながらも、協同組合として過去の形式的要件のみに縛られるのではなく、絶えず組合員の変化とニーズを先取りするような対応が必要であると痛感しています。



第2の転換期をむかえて

兵庫県労働者住宅生活協同組合

理事長 青木利文

折角の機会でもあるので、限られた紙面ですが特殊な分野の「協同組合」である住宅生協の組織や事業の内容を理解していただくことを主眼にして、設立の経過や事業の原点である労働者福祉運動の変遷と現状の課題について、簡単にふれてみることにしたい。

住宅生協事業は、「特殊法人」日本勤労者住宅協会(略称勤住協)の業務を受託して、全国で勤労者の住宅建設事業を行っており、現在までに13万戸余りを供給してきました。また勤住協の前身である「労住協」は全国46の労働金庫の寄付行為により設立され、各都道府県の労働金庫に支部を置いて事業活動を進めてきたが、一部の労働金庫では事業に実際を担当する部門として、「消費生活協同組合法」による住宅生協を設立する方法をとってきたが、昭和36年頃から住宅生協の設立が全国的に拡大促進されていくようになり、全国で51の事業団体が設立されました。兵庫住宅生協は昭和38年に設立しておりますが、兵庫における勤労者住宅の供給事業は、設立以前の33年から兵庫労働金庫によって手がけられ、ろうきんの運動、事業を土台に住宅生協に受け継がれてきました。昭和30年代の始めから40年代にかけての初期の運動の論理は「労働組合の参加した労働者住宅の自主建設」と言われ、生協法に準拠しながらもいわゆる、市民法的概念の協同組合とは違い、労働組合的概念にたった事業展開をしてきました。労働金庫を介し、会員である労働組合の協力を得て住宅の供給を促進してきた50年代前半

までは、労働組合の福祉活動に寄付しただけでなく、労働金庫への預金の結集、資金の活用など住宅事業を通した還元といった、一定の相乗効果をあげながら、事業の特徴を発揮することができました。しかし、高度経済成長期に入ってから、大手企業がどんどん住宅産業へ資本参入するようになり、受給の様相が変化する時代となるにつれて、住宅生協の事業が一般市場へ没入していくことになり、これまでの労働組合員を対象にした特定多数への供給から、一般の不特定多数とした事業への転換を余儀なくされました。当然として、市場の原理・競争に打ち勝つ能力、経営基盤が問われることとなつた訳で、非営利・原価主義を命題にした初期の目的が希薄になつた。このことにより、30年来続けてきた運動の歴史、事業の目的の転換を迫られ、「第1の転換期」を迎えました。しかし、労働者福祉事業としての役割は終わつた訳ではなく、厳しい事業環境の中で今まで事業を継続してきました。幸い、バブル期・崩壊による多難な時期を原則を損なうことなく乗り切つきましたが、21世紀を目前にして、住宅事業の環境がこれまでの所有することから、利用へと大きく変革する時代となつた今、「理念のないところ、事業は不毛である」と言った前達の言葉を噛みしめて、「第2の転換期」を理念の整備と事業の在り方を再構築してみたい。

協同組合研究短信<No.29>

男女共同参画

欧米でも女性の人権が確立されるには長い時間を要したが、男女同権をうたった憲法が成立しても実質的な裏付けが整うのに半世紀を経ても課題は山積みしている。

男女雇用機会均等法が生まれて14年、昨年4月から採用、昇進面で性差別を禁止する法改正も行われたが、パート、派遣非正社員として働く途はあっても格差は縮まったというニュースは耳にしない。

政府が96年に定めた「男女共同参画2000年プラン」(2000年までの国内行動計画)では、国政など行政にかかる分野など各分野での女性の進出を、2000年版の「男女共同参画2000年プランに関する報告書」いわゆる男女共同参画白書は報じているが、家事、育児、介護など家庭と仕事の両立の困難を指摘し続けている。

「男女共同参画社会基本法」が昨年6月成立して法整備を急ぐよう計画的な政策の推進を国や自治体に求め、折しも、国連の女性会議もこの5月開催で5回目を迎えており、男女の壁をどう取り除くかで188カ国もの政府代表が討議している。

日本協同組合学会は機関誌『協同組合研究』の昨年12月刊48号で「特集/協同組合とジェンダー」を組み、生協の活動の多くが女性に担わされてジェンダーバイアスが協同組合で組織文化となっていることをただすことは、協同組合の価値と重なり合うことを指摘した「日本のジェンダーと今日の協同組合」(中嶋陽子・大阪経済法科大)を巻頭におき、高村陽子(明治大学院生)が「1830年代前半のオウエン主義におけるフェミニズム」を、「協同組合における福祉活動とジェン

ダー構造の変化」で田渕直子(北星学園女子短大)が栃木県下3農協の福祉活動の位置づけと取り組み課題をレポートし、亀田篤子(日本生協連)が「生活協同組合とジェンダー/生協における男女共同参画課題の取り組み」を、「漁業協同組合とジェンダー」で三木奈都子(水産科学研究奨励会)が家族経営という形で男女が共に漁業生産にかかわる漁家中心に組織されている沿海地区漁協でのジェンダーを取り上げ、「JA運営における女性参画の取り組みと今後の方向」で田中照良(全国農協中央会)が農業労働に生活・福祉活動に主たる担い手たる女性のJA運営参画は極めて限定されていること、それへの対策を報じた。

冒頭に述べた背景は、今次、同上学会の春季研究集会(5月27日・東京・コーププラザ)に更に引き継がれて「協同組合における男女共同参画と世代連携」を共通テーマとして取り上げている。

共通論題とした意義を坂野百合勝・副学会長が提起し、続いて「協同組合における男女共同参画と世代連携」の理念と現実を北川太一(京都府立大)が報告し、農協については広域合併農協JAあいち知多の例を中嶋好夫(同JA)が、生協はちばコープの事例を(高橋晴雄(同コープ)が、漁協についてはみうら漁協について三木奈都子(水産科学研究所)が報告、コメント、それへの回答、討論が行われた。

(資料の入手先は、「全国農協中央会教育部内(〒194-0293 東京都町田市相原町4771)」へ。
『協同組合研究』48号は1,500円。
春季研究集会の報告要旨は1,000円。)

(古桑 實・協同組合懇話会)

編集後記

8~9ページの協同組合研究会の講演内容は、事務局で要約編集しましたが、紙面の都合でわずかな紹介となっています。

(U)